

地図ソフトについて

重 要 !!

本使用規定(「本規定」)は、お客様と株式会社ゼンリン(「(株)ゼンリン」)間の「CA-SDL18AD」(「本商品」)に格納されている地図データおよび検索情報等のデータ(「本ソフト」)の使用許諾条件を定めたものです。

本ソフトのご使用前に必ずお読みください。本ソフトを使用された場合は、本規定にご同意いただいたものとします。

使 用 規 定

1. (株)ゼンリンは、お客様に対し、本商品の取扱説明書(「取説」)の定めに従い、本ソフトをお客様自身が管理使用する本商品1台に限り使用する権利を許諾します。
2. (株)ゼンリンは、本ソフトの媒体や取説にキズ・汚れまたは破損があったときは、お客様から本ソフト購入後90日以内にご通知いただいた場合に限り、(株)ゼンリンが定める時期、方法によりこれらがないものと交換するものとします。但し、本ソフトがメーカー等の第三者(「メーカー」)の製品・媒体に格納されている場合は、メーカーが別途定める保証条件によるものとします。
3. お客様は、本ソフトのご使用前には必ず取説を読み、その記載内容に従って使用するものとし、特に以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 必ず安全な場所に車を停止させてから本ソフトを使用すること。
 - (2) 車の運転は必ず実際の道路状況や交通規制に注意し、かつそれらを優先しておこなうこと。
4. お客様は、以下の事項を承諾するものとします。
 - (1) 本ソフトの著作権は、(株)ゼンリンまたは(株)ゼンリンに著作権に基づく権利を許諾した第三者に帰属すること。
 - (2) 本ソフトおよび本ソフトを使用することによってなされる案内・料金表示などは、必ずしもお客様の使用目的または要求を満たすものではなく、また、本ソフトの内容・正確性について、(株)ゼンリンは保証しないこと。従って、本ソフトを使用することで生じたお客様の直接または間接の損失および損害について、(株)ゼンリンは故意または重大過失の場合を除き何ら保証しないこと。(本ソフトにおける情報の収録は、(株)ゼンリンの基準に準拠しております。また、道路等の現況は日々変化することから本ソフトの収録情報が実際と異なる場合があります。)
 - (3) 本規定に違反したことにより(株)ゼンリンに損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
5. お客様は、以下の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 本規定で明示的に許諾される場合を除き、本ソフトの全部または一部を複製、抽出、転記、改変、送信すること。
 - (2) 第三者に対し、有償無償を問わず、また、譲渡・レンタル・リースその他方法の如何を問わず、本ソフト(形態の如何を問わず、その全部または一部の複製物、出力物、抽出物その他利用物を含む。)の全部または一部を使用させること。
 - (3) 本ソフトをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすること、その他のこれらに準ずる行為をすること。
 - (4) 本ソフトに無断複製を禁止する技術的保護手段(コピー・プロテクション)が講じられている場合、これを除去・改変その他方法の如何を問わず回避すること。
 - (5) その他本ソフトについて、本規定で明示的に許諾された以外の使用または利用をすること。